

第8次矢巾町総合計画 (素案)

令和6年1月

第1章 総論

1. 計画策定の背景と主旨

本町は、昭和46(1971)年の矢巾町新総合開発計画策定以来、それぞれの時代に合わせて8～10年を期間とする総合計画を策定しながら、長期的視点をもった計画的なまちづくりを進めてきました。

これまで平成28(2016)年度から令和5年度を計画期間とする第7次矢巾町総合計画の推進を通じて、本町では矢幅駅周辺を中心とした都市基盤整備や民間による市街地開発が進むとともに、東北自動車道矢巾スマートインターチェンジの開通や国道4号盛岡南道路の事業化決定など、本町の強みである交通アクセスの大幅な強化が図られました。また、令和元年の岩手医科大学附属病院開院などを背景に人口増加が進み、令和2(2020)年の国勢調査では初めて人口が28,000人を超えるに至りました。しかしながら令和5年時点では人口がやや減少傾向にあり、今後新たな宅地開発によって一定の転入増加は期待できるものの、令和10(2028)年ごろからは再び人口減少が見込まれることから、将来を見据えた持続可能な地域社会の形成や人口増加に向けた取り組みが必要となっています。

これからのまちづくりを進めるにあたっては、これまで積み重ねてきた成果を継承し町勢の着実な成長を目指す一方で、人々が暮らす地域の中にも目を向け、一人ひとりの幸福感の向上を図るとともに、失われつつあるコミュニティの連帯感の再生など、急速に進む変化の中で生じるさまざまな地域課題へのきめ細かな対応が重要となります。

また、世界中で進むグローバル化の流れの中で、本町をとりまく国際情勢や地球環境にも配慮し、国連が令和12(2030)年を目標年として定めるSDGs(持続可能な開発目標)の達成にも資するまちづくりが求められているところです。

このような状況を踏まえ、新たな時代に向けて本町のさらなる発展を期するための指針として、ここに第8次矢巾町総合計画を策定するものです。

2. 計画の役割と位置づけ

この総合計画が担う役割と位置づけは、以下のとおりです。

- (1)長期的観点から、本町のまちづくりの基本理念と目指すべき将来像を明らかにします。
- (2)将来像の実現に向けたまちづくりの方針(施策の大綱)、施策の取り組みの方向性等を明らかにします。
- (3)町民、事業者、行政が一体となって行うまちづくりについてそのあり方、期待する方向性を明らかにします。
- (4)本町の行政計画の最上位に位置づけるものです。
- (5)本町の行財政運営の基本指針となります。
- (6)本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略として位置づけるものです。
- (7)国、県及び盛岡広域圏内市町との対等な関係の中で密接な連携のもとに施策の展開を図ることとします。

3. 計画の構成

第8次矢巾町総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、それぞれの内容は次のとおりです。

◎基本構想

まちづくりの基本理念、目指すべき将来像とその実現に向け体系的に推進を図るための施策の柱を定めた施策の大綱を明らかにするものです。

◎基本計画

本町の状況や社会情勢等を踏まえ、長期的・計画的な取り組みが必要な施策項目を体系化し、それぞれの現況と課題を明らかにするとともに、取り組みの方向性を定めたものです。

◎実施計画

法令等に基づき策定された各施策分野別計画を基本計画の推進に向けた実施計画と位置づけるものであり、国や県の施策等との関連性にも配慮しつつ、施策分野ごとに具体的な取り組みを定めたものです。

4. 計画の期間

第8次矢巾町総合計画は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和13(2031)年度を最終年度とします。

基本計画は中間年度に見直しを行い、前期基本計画と後期基本計画に分けて実施するものとします。

実施計画は原則として基本構想又は基本計画に則った計画期間とし、国や県の施策等との関係性から個別の期間設定が必要なものについては、各施策分野別計画の設定又は見直しの時点で第8次矢巾町総合計画との整合を図るよう努めるものとします。

5. 計画の推進にあたり

第8次矢巾町総合計画の推進にあたっては、行政以外にも町民や各種団体、事業者の方々など、町内の多様な主体が協調し、パートナーシップを発揮しながらまちづくりの推進が図られるよう努めるものとします。

また、社会情勢の急激な変化を踏まえ、必要に応じて随時計画の見直しができるものとします。

第2章 基本構想

1. まちづくりの基本理念

第8次矢巾町総合計画の推進にあたり、まちづくりの基本理念を

「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」と定めます。

2. まちの将来像

計画終了時点で目指す本町の将来像を以下のとおり定めます。

①新たな活力と変革を実感できるまち

本町での未来に希望を抱く人々が集い、常に新しい風が生まれ続けることで、隅々まで活気にあふれるまちを目指します。

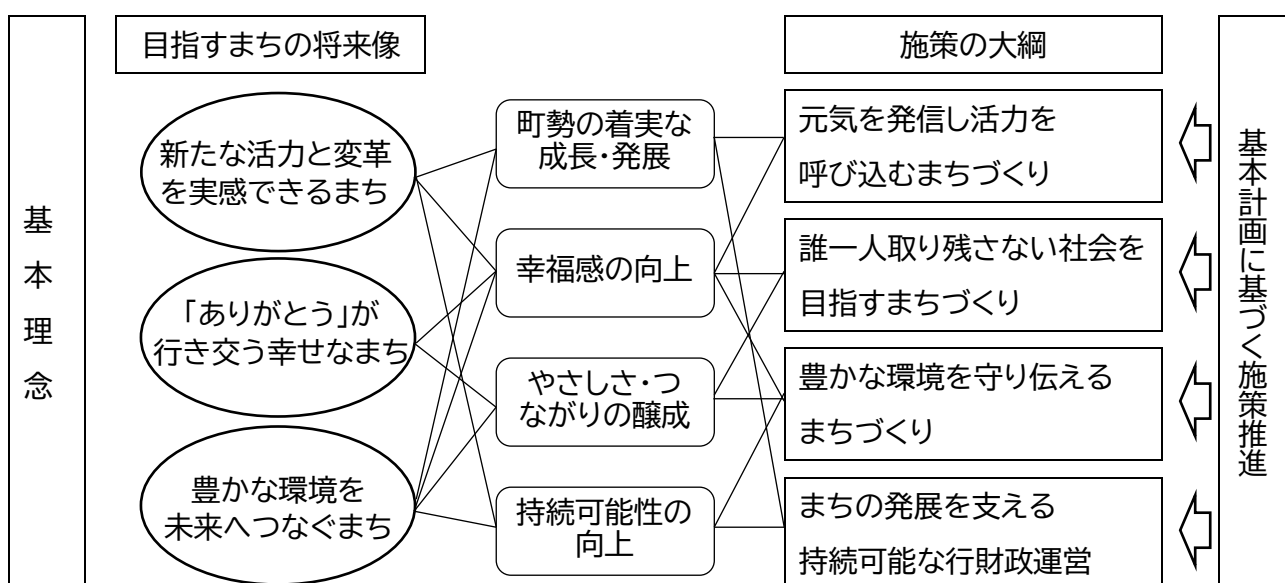
②「ありがとう」が行き交う幸せなまち

一人ひとりの町民が幸せを実感するとともに、地域の中で人々のやさしさや感謝の気持ちが循環し、本町に暮らす喜びを全ての世代が感じられるまちを目指します。

③豊かな環境を未来へつなぐまち

先人が力を合わせて築き上げ、現在まで受け継がれてきた本町の豊かな自然環境や、文化的環境の価値を大切に守り育て、将来世代に胸を張って継承することができるまちを目指します。

◆第8次矢巾町総合計画の体系図

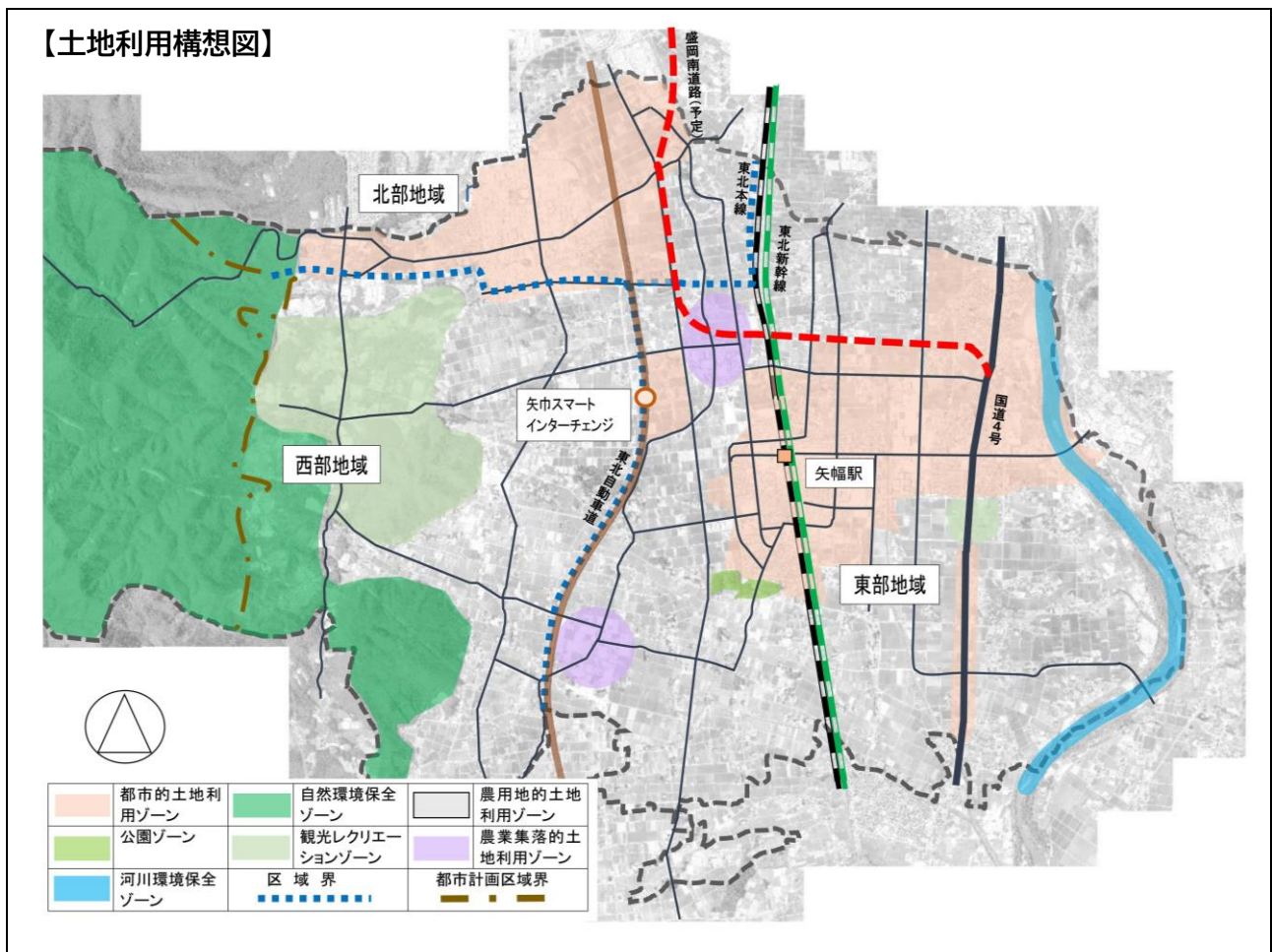


3. 目標人口

第8次矢巾町総合計画においては、人口 30,000 人を目標として掲げ、定住人口の増加に努めます。また、新たな人口の捉え方として、町外にしながら本町と深く継続的な関わりを持つ「関係人口」にも着目し、その創出と拡大に努めます。

4. 土地利用構想

第8次矢巾町総合計画においては、自然豊かな環境の保全を念頭におきつつ、土地利用構想をゾーニングによって下図のとおり位置づけ、各エリアで計画的な土地利用を推進しながら、都市と自然のバランスがとれた持続可能な発展を目指します。



5. 施策の大綱

施策の推進にあたっては、まちの将来像の実現に向けて、SDGsの達成を目指しつつ持続可能な町勢発展を期するため、SDGsの三側面である「経済」「社会」「環境」の三つの視点に、推進を支える基盤となる「行財政運営」を加えた四つの観点から次のとおり施策の柱を定め、基本計画における各施策が連携して効果的に機能するよう配慮しながら体系的に推進を図ります。

◇施策の柱①「元気を発信し活力を呼び込むまちづくり」

本町の魅力や情報を積極的に発信し、新たな町民や熱意ある事業者を広く受け入れその活躍を促進することによって、町内全域の活性化や、活気が新たな活力を呼ぶ機運の醸成を目指します。

◇施策の柱②「誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり」

一人ひとりの幸福感の向上を図るとともに、身近な地域で町民同士が互いにつながり支え合いながら、全ての世代が生き生きと安心して暮らせる社会の実現を目指します。

◇施策の柱③「豊かな環境を守り伝えるまちづくり」

南昌山をはじめとする西部の山々や町内に広がる田園風景などの豊かな自然環境と、地域の伝統行事、郷土芸能などが育まれてきた文化的環境を次世代を担う子どもたちや将来の世代に伝えるため、その保全と価値の向上を目指します。

◇施策の柱④「まちの発展を支える持続可能な行財政運営」

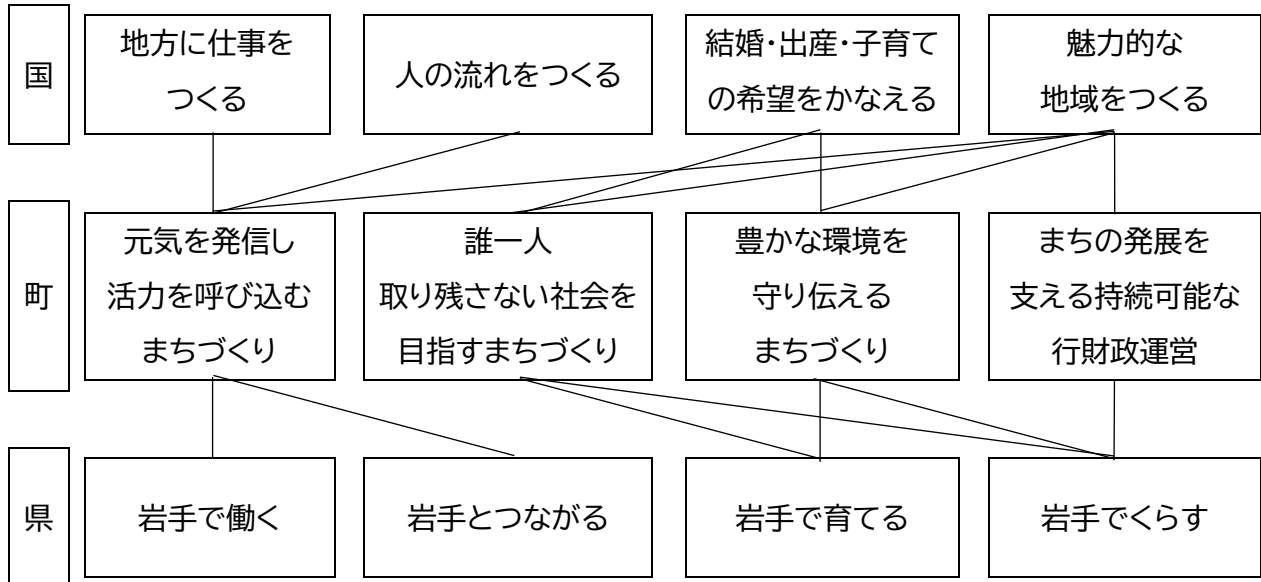
各施策を推進し町勢の着実な発展を図るため、将来にわたり安定した行財政運営を可能とする仕組みの確立を目指します。

6.まち・ひと・しごと創生法との関わり

本計画は、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略としての位置づけを併せて有するものとします。

本計画に定める施策の推進を通じて、国及び岩手県の総合戦略と連携しながら同法に規定する目的の達成に資することを目指します。

<施策の柱と国及び県の総合戦略との関連性>



第3章 前期基本計画

1. 前期基本計画の位置づけ

第8次矢巾町総合計画基本構想に定める施策の大綱に沿って、長期的視点をもって計画的に取り組むべき重点施策をまとめ、現況と課題を明らかにするとともに、取り組みの方向性を定めるもので、町の各施策分野別計画の上位に位置づけるものです。

2. 計画期間

前期基本計画の計画期間は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和9(2027)年度を最終年度とします。

3. 計画推進にあたり

前期基本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき、原則として1年ごとに指標進捗状況に基づき評価と効果検証を行い、必要に応じて内容の改訂を行うものとします。

また各施策及び事業の推進にあたっては、OODAループを活用し、迅速な対応に努めるものとします。

4. 施策の取り組み

前期基本計画において計画的に推進を図る施策は別紙のとおりです。